



非常事態



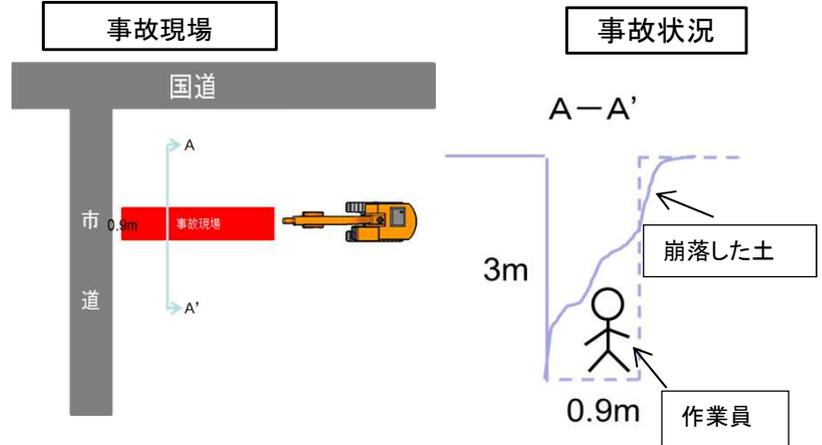
工事関係者の死亡事故が発生

【事故概要】

地盤改良に伴う試掘作業中、掘削が完了後、工事関係者が掘削孔（幅0.9m、長さ3.4m、深さ3m）に入り、掘削床面付近の地盤確認中、掘削側壁が崩壊し、その崩土の下敷きとなった。

レスキュー隊により救出されたが、その後、死亡が確認された

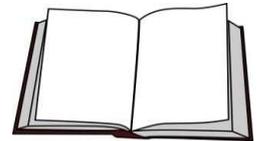
原因等については現時点では調査中です。



地山掘削を行うときは地山の土質等を十分把握し安全なこう配の確保、又は、土留めをおこなうなど、十分な安全対策が必要です

以下に関係する法令を抜粋して掲載しますので、参考にしてください

関係法令（一部抜粋）



<労働安全衛生法>

（事業者の講ずべき措置等）

第21条

事業者は、掘削、採石、荷役、伐木等の業務における作業方法から生ずる危険を防止するために必要な措置を講じなければならない

2 事業者は、労働者が墜落するおそれのある場所、土砂等が崩壊するおそれのある場所等に係る危険を防止するため必要な措置を講じなければならない

<労働安全衛生規則>（地山の崩壊等による危険の防止）

第534条

事業者は、地山の崩壊又は土砂の落下により労働者に危険を及ぼすおそれのあるときは、当該危険を防止するため、次の措置を講じなければならない。

- 一 地山を安全なこう配とし、落下のおそれのある土石を取り除き、又は擁壁、土止め支保工等を設けること
- 二 地山の崩壊又は土石の落下の原因となる雨水、地下水等を排除すること

(掘削面こう配の基準)

第356条

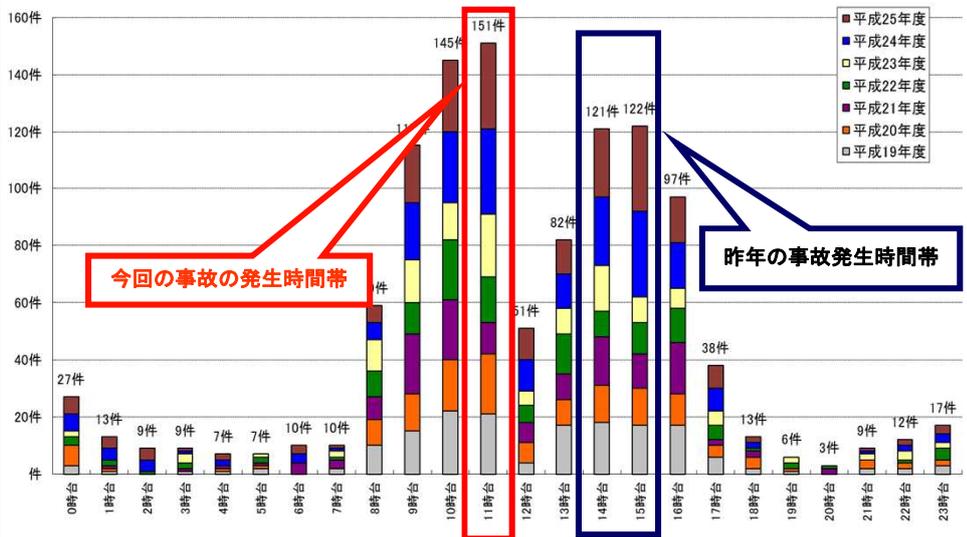
事業者は、手掘り(パワー・ショベル、トラクター・ショベル等の掘削機械を用いないで行う掘削の方法をいう。以下次条において同じ)により地山(崩壊又は岩石の落下の原因となるき裂がない岩盤からなる地山、砂からなる地山及び発破等により崩壊しやすい状態になっている地山を除く。以下この条において同じ。)の掘削作業を行うときは、掘削面(掘削面に奥行が二メートル以上の水平な段があるときは、当該段により区切られるそれぞれの掘削面をいう。以下同じ。)のこう配を、次の表の上欄(注:下記表では左欄)に掲げる地山の種類及び同表の中欄に掲げる掘削面の高さに応じ、それぞれ同表の下欄(注:下記表では右欄)に掲げる値以下としなければならない。

地山の種類	掘削面の高さ (単位 メートル)	掘削面のこう配 (単位 度)
岩盤又は堅い粘土からなる地山	5未満	90
	5以上	75
その他の地山	2未満	90
	2以上5未満	75
	5以上	60

右の図は時間帯別事故発生件数です。昨年の死亡事故ですが、重機の下敷き14時20分ごろ、法面崩落14時15分ごろ、橋梁からの落下13時23分ごろ。とグラフと一致しています(青枠内)

今回の事故は11時20分ごろとこちらも、グラフと一致しています。(赤枠内)

10時から12時、14時から16時は事故がおこりやすい時間帯です。現場での声掛け、適切な休憩、作業指示、安全対策をしっかりとこなして下さい。



注意!! 建設機材盗難も発生

事故の発生とは別に、盗難事件も発生しています。工事関係者の方におかれましては、今、一度、工事機材の保管、管理、施錠点検をしっかりと行い、また、現場内の整理・整頓を行って下さい。

工事が休みの間は第三者が立ち入らないように、立入禁止の明示、バリケードなどの設置、施錠の確認をしっかりと行って下さい。

また、現場でのコミュニケーションもしっかりととり、防犯につとめるようにして下さい。

建設業年度末労働災害防止強調月間



これから迎える年度末は完工時期を迎える工事が多く、さまざまな作業が輻輳して行われることにより労働災害が多発することが危惧されます。また工事関係者、職種の出入りも多く注意力も低下しやすい時期です。

特に、協調月間内では現場が一体となって労働災害防止活動を積極的に展開し、事故をおこさないように努めましょう

実施期間: 平成27年3月1日~3月31日 主唱: 建設業労働災害防止協会